

# 告 示

## 埼玉県告示第千五百六十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、鴻巣都市計画鴻巣駅東口駅通り地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十八年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 組合の名称

鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発組合

### 二 事業施行期間

平成二十八年三月一日から平成三十二年三月三十一日まで

### 三 施行地区

埼玉県鴻巣市本町一丁目の一部

### 四 事務所の所在地

埼玉県鴻巣市本町二丁目一番三号

### 五 設立認可の年月日

平成二十八年三月一日

### 六 変更の内容

事業施行期間

変更前 組合設立から平成三十一年三月

変更後 平成二十八年三月一日から平成三十二年三月三十一日まで

### 七 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年十二月六日